

第39期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」 ……1頁
- ② 事業報告の「会計監査人の状況」 ……2頁
- ③ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要」 ……3頁
- ④ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 ……7頁
- ⑤ 連結計算書類の「連結注記表」 ……8頁
- ⑥ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 ……23頁
- ⑦ 計算書類の「個別注記表」 ……24頁

上記の事項は、法令及び定款の規定により、書面交付請求をいただいた株主様
に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しており
ます。

会社の新株予約権等に関する事項

- 1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況**
該当事項はありません。
- 3. その他新株予約権等の状況**
該当事項はありません。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	37百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等」の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

なお、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
 - ① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、法令、社会規範を遵守、道徳・倫理に基づいた行動を徹底し、コンプライアンスに根差した公正で誠実な経営を実践する。このために、当社は、当社グループのコンプライアンス担当役員を定め、関係規程を整備して当社グループのコンプライアンスの推進をはかる。コンプライアンス担当役員は、監査等委員でない当社取締役から指名する。当社グループのコンプライアンスの状況は、コンプライアンス担当役員から当社取締役会に報告される。
 - ② 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの行動規範を定めた「コンプライアンスカード」及び「コンプライアンスハンドブック」を常に参照し、自らの行動がコンプライアンスに沿ったものであるかを常に確認し行動する。
 - ③ 当社グループの役員及び使用人が、法令違反や社内規程違反を含む不正行為等について直接通報できる窓口を設け、この内部通報制度により不正行為等の早期発見と是正を通じたコンプライアンスの強化を行う。また、当社グループは、内部通報をした者に対して当該行為を理由として不利益な取り扱いを行わない。
 - ④ 当社内に内部監査部門を設置し、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況について監査を実施する。
- (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制（情報管理体制）
 - ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、「情報資産管理規程」等の社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ② 取締役は、適時前項の情報を閲覧できるものとする。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
 - ① 当社グループは、当社グループ全体のリスクを適切に認識し管理するための規程として「リ

スク管理規程」を定め、経営方針の実現を阻害する全ての要因をリスクとして把握・評価し、必要な対策を講じる。

- ② リスクが顕在化した場合には、適切かつ迅速な対応を行い、損害及び影響を最小限に抑える体制を整える。

(4) 当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制（効率的職務執行体制）

- ① 当社は定時取締役会を原則、月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 当社は「取締役会運営規程」により取締役会の適切かつ円滑な運営を図ると共に、社外取締役の参加により経営の透明性と健全性の維持に努める。
- ③ 当社グループは、「組織管理規程」「職務権限規程」に定める職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する体制（グループ内部統制体制）

- ① 当社グループの内部統制の整備及び運用状況を監督する組織として、内部統制委員会を設置し、内部統制委員会は、当社グループ横断的に内部統制の整備運用状況について確認評価を行い、定期的に取り締役に報告する。内部統制委員会の委員長は、監査等委員でない当社取締役とする。
- ② 当社グループ各社の代表取締役及び業務担当取締役は、内部統制責任者として、管掌する会社及び組織機構が適切な内部統制システムの整備運用を行い、その状況を内部統制委員会に報告する。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の確保に努める。
- ④ 当社子会社が当社に対し事前承認を求める、又は報告すべき事項を定めた「関係会社管理規程」を定め、当社取締役会の付議基準とあわせ、各社の経営上の重要事項については、当社取締役会・経営会議もしくは当該子会社を担当する当社取締役の事前承認又はこれらへの報告を義務付ける。

(6) 当社の監査等委員会監査の実効性を確保するための体制（実効的監査体制）

- ① 当社監査等委員会から要請があった場合、当社グループは、その職務を補助するために必要な監査等委員会スタッフを配置する。
- ② 監査等委員会スタッフは、当社監査等委員会の職務を補助するに際しては、当社監査等委員会の指揮命令にのみ従うものとし、その選任、異動、人事考課については当社監査等委員会

の意見を聴取し、尊重する。

- ③ 当社監査等委員は、必要に応じて経営会議等重要な会議に出席し、報告を受ける。
- ④ 当社グループの役員及び使用人は、当社監査等委員会に対して、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について報告する。また、当社監査等委員会の選定する監査等委員は、必要に応じ随時、当社グループの役員及び使用人に対し報告を求めることができる。また、当社グループは、これらの報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- ⑤ 当社監査等委員の職務の執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払い又は償還に応ずる。
- ⑥ 当社監査等委員は、当社グループの監査等委員、監査役、会計監査人、及び内部監査部門と、定例及び随時の情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を図る。

(注) 当社は、執行役員制度の導入に伴い、2025年2月12日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で上記「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定いたしました。改定後の内容は、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みは次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般についての取り組み

内部統制規程に基づき、当期は内部統制委員会を2回開催し、その中で当社グループの各社・各部門から報告を受け、内部統制システムの運用状況を確認しました。

(2) コンプライアンスに関する取り組み

知識の伝達に加え具体的なHow Toを伝達するハラスメント防止研修を開催、役職者等約240名が受講しました。

コンプライアンスハンドブック、コンプライアンスカードを改定しました。2025年4月から配布しております。

その他の法令等に関するコンプライアンスについての周知活動もe-Learning等を用いて継続して行っております。

内部通報は適切に対応されており、コンプライアンス委員会に報告されております。当期におい

て、重大な法令違反等にかかわる通報はありませんでした。

(3) リスクと危機の管理に関する取り組み

リスク管理規程に基づき、各部門においてリスクの洗い出し・評価を行い、対策を立案しました。その取り組みに関し、内部統制責任者、内部統制委員会に報告しました。

(4) 子会社管理に関する取り組み

「関係会社管理規程」に基づき、子会社から当社に対し、付議・報告がなされています。

子会社の取締役を内部統制責任者とし、内部統制委員会において運用状況の報告を行い、内部統制委員会が各子会社の内部統制システムの整備・運用の監督を行いました。

当社の内部監査部門は、子会社の内部監査も実施しております。

(5) 監査等委員会監査に関する取り組み

監査等委員会は、監査等委員である取締役は4名で、うち3名が社外取締役、残る1名が社内出身の常勤取締役です。監査等委員は、取締役会・経営会議に出席することにより、取締役の業務執行を監視・監督するほか、会計監査人及び内部監査部門からの監査報告に基づいて監査を行いました。内部統制の状況については、内部監査部門から報告を受けるほか、内部統制委員会に出席して、整備運用状況の確認をしました。

監査等委員会は、原則毎月1回開催し、必要あるときは随時開催することとしております。当事業年度は監査等委員会を14回開催しました。先期より監査等委員であった2名については14回全てに出席、2024年6月26日の株主総会で選任された2名についてはそれ以降の10回の全てに出席しております。

常勤監査等委員は、上記の他、必要に応じて主要子会社の取締役会その他重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、実地監査を行い、執行部門による業務執行状況の確認をしております。また、子会社の監査役とは計画的に監査役員連絡会を開催して情報交換を行い、それらの状況等について監査等委員会にて報告を行っております。

内部監査部門とは、監査等委員会にて監査状況の報告を受け、常勤監査等委員は、必要の都度相互に情報交換・意見交換を行い、連携を密にしました。

会計監査人とは、監査計画及び四半期レビュー、年度監査結果の受領並びに意見交換を行いました。また、常勤監査等委員は、随時会計監査人と情報交換を実施しました。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,000	250	62,097	△756	62,590
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△16,603		△16,603
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,006		6,006
連 結 範 囲 の 変 動			△2,258		△2,258
自 己 株 式 の 取 得				△5,245	△5,245
自 己 株 式 の 消 却			△5,674	5,674	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△18,530	429	△18,100
当 期 末 残 高	1,000	250	43,567	△327	44,489

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 期 首 残 高	1,030	150	△4	155	1,332	63,922
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△16,603
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						6,006
連 結 範 囲 の 変 動						△2,258
自 己 株 式 の 取 得						△5,245
自 己 株 式 の 消 却						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△673	△206	△20	115	△784	△784
当 期 変 動 額 合 計	△673	△206	△20	115	△784	△18,885
当 期 末 残 高	357	△55	△24	270	547	45,037

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

14社

主要な連結子会社名

株式会社バッファロー、シー・エフ・デー販売株式会社、その他
12社

2025年10月1日付の株式分配型スピンオフによりシマダヤ株式会社他4社を当社の連結範囲から除外しております。なお、連結除外日までの損益計算書については連結しております。

また、当社は2025年4月1日付で株式会社バッファローを吸収合併し、株式会社バッファローへ商号変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

1社

主要な会社名

MAMORIO株式会社

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社1社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用し、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は主として定額法を採用しております。（ただし、1998年4月1日

以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（研究開発用のもの3年、その他のもの5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく合理的な見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① IT関連事業

主に国内の事業者及び一般顧客に対してIT機器・家電製品等の商品の販売、製品の保守サービスの提供をしております。

商品の販売においては、引き渡し等により顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。また、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び販売促進費等の名目で顧客に支払う対価の一部について控除しております。

製品の保守サービスについては一定の期間を設けその期間内において製品の修理・交換等のサービスを提供するものであり、期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらに関する取引の対価については、商品の引き渡し又はサービス提供開始から通常1年以内に支払を受けており、重要な金融要素の調整はしていません。

② 食品事業

国内の事業者及び一般消費者に対して製麺等の商品を販売しており、引き渡し等により顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。なお、商品の販売に関する対価については、商品の引き渡し又はサービス提供開始から通常1年以内に支払を受けており、重要な金融要素の調整はしていません。

③ その他

業務受託サービスの提供をしており、期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

なお、連結会社間取引に付されたヘッジ目的のデリバティブについては、連結会社間の債権債務の相殺消去に伴い時価評価を行った上で、評価差額は当期の損益として処理しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

将来の為替相場変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性を確保できるような為替予約取引の利用を行っております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従って行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、一部の連結子会社は期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資単位ごとに投資効果の発現する期間で均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

・棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当 連 結 会 計 年 度
商 品 及 び 製 品	14,480
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,811
売上原価に含まれる棚卸資産評価損（純額）	△322

② 算出方法

IT関連事業の棚卸資産の評価は、主に棚卸資産に収益性の低下が生じたと判断した場合に正味売却価額で評価する方法（低価法評価）及び正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については滞留月数に応じて規則的に帳簿価額を切下げる方法（滞留評価）に基づいております。

正味売却価額で評価する方法は、期末日時点の正味売却価額を見積り、正味売却価額が棚卸資産の取得原価と比較して下落している場合に正味売却価額を棚卸資産評価額とするとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しております。正味売却価額は、見積販売価格から実績率に基づく見積販売直接経費を控除して算定し、見積販売価格は期末日前の販売実績の平均単価に基づいて算定しております。なお、原材料については、正味売却価額に代えて再調達原価に基づく処理をしております。

滞留月数に応じて規則的に帳簿価額を切下げる方法は、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞留在庫と判断し、長期滞留在庫の評価時点の取得原価に滞留月数に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価額を算出するとともに、減額した帳簿価額を棚卸資産評価損として処理しています。

③ 主要な仮定

主要な仮定は見積販売価格、見積販売直接経費、再調達原価及び滞留月数に応じて設定された減額率です。

④ 翌連結会計年度の連結財務諸表へ与える影響

正味売却価額の見積りは不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

滞留月数に応じて設定された減額率は商品のライフサイクルを勘案して仮定を設定しており、急激なライフサイクルの変化が生じた場合や市場環境が予測より悪化する場合、原材料等の使用実績に著しい変化が生じた場合には、損失が発生する可能性があります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,937,873	－	1,637,873	15,300,000
合計	16,937,873	－	1,637,873	15,300,000
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	233,526	1,498,885	1,637,873	94,538
合計	233,526	1,498,885	1,637,873	94,538

(注) 1. 普通株式の自己株式の数の増加1,498,885株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,498,600株、単元未満株式の買取りによる増加285株であります。

2. 普通株式の自己株式の数の減少1,637,873株は、自己株式の消却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 金銭による配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月21日 取締役会	普通株式	1,002	60	2024年3月31日	2024年6月11日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	912	60	2024年9月30日	2024年12月4日

② 金銭以外による配当支払額

決議	株式の種類	配当財産の 種類	配当財産の 帳簿価額 (百万円)	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 取締役会	普通株式	子会社株式	14,689	－	2024年9月30日	2024年10月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	912	60	2025年3月31日	2025年6月9日

(注) 2025年3月期 期末配当金の内訳 普通配当40円00銭 記念配当20円00銭 (創業50周年記念配当)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全かつ効率的な運用を最優先としております。資金調達については、グループ内ファイナンスを活用しつつ、外部金融機関からの当座貸越契約枠を確保しております。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る信用リスクに関しては、与信管理規程に沿った管理を行っており、取引信用保険契約も利用し、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクを有しておりますが、随時（最低四半期ごと）時価の把握を行っております。また、定期的に取り締役に於いて時価及び損益状況を確認し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等、未払費用並びに未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務に係る流動性リスクに関しては、当社グループは十分な手元流動性と金融機関からの当座貸越契約枠を保持しており、更にグループ内ファイナンスによる資金の集中と配分を行う制度も整備しております。

短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。

海外との取引に対して発生する外貨建売掛金及び外貨建買掛金は、為替の変動リスクを有しておりますが、原則としてすべての外貨建債権債務に対し、デリバティブである先物為替予約を利用して、ヘッジしております。

なお、デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っており、常時契約額及び損益影響の管理をしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 24百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	2,274	2,274	－
デリバティブ取引（*）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	△13	△13	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	△80	△80	－

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券	2,274	－	－	2,274
デリバティブ取引	－	△93	－	△93

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,961.91円
1 株当たり当期純利益	383.99円

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりになります。

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト			そ の 他	合 計
	IT関連	食 品	計		
売 上 高					
一時点で移転される財	118,703	21,862	140,565	—	140,565
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,396	—	2,396	207	2,604
顧客との契約から生じる収益	121,100	21,862	142,962	207	143,170
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	121,100	21,862	142,962	207	143,170

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	20,531
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,489
契約負債（期首残高）	4,680
契約負債（期末残高）	4,776

契約負債は主に製品の保守サービスについて、顧客から受け取った翌期以降分の前受金に関するものであります。契約負債は収益認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,047百万円であります。また当連結会計年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取りと収益認識によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務はIT関連事業における保守サービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 結 会 計 年 度
1 年 以 内	1,513
1 年 超 2 年 以 内	1,146
2 年 超 3 年 以 内	769
3 年 超	870
合 計	4,300

(固定資産の減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都	事業用資産	映像素材等	28
		その他（権利金）	66
合計			95

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じる損益がマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いと判断した事業の資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

(単位：百万円)

種類	金額
工具、器具及び備品	28
無形固定資産その他	66
合計	95

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは原則として、事業用資産については継続的に損益を把握している管理会計上の区分の最少単位として、会社又は事業を1つの資産グループと捉えておりますが、複数のグループの単位が生み出す製品やサービスの性質、市場などに類似性等があり、それを1つの資産グループとして見ることが妥当である場合は、複数のグループが構成する事業を1つの資産グループとしております。なお、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産については、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しており、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

(企業結合・事業分離に関する注記)

現物配当による子会社の異動

当社を取り巻く経営環境・社会の変化が激しい現在の状況を踏まえ、経営、資本のそれぞれの独立を図ることにより、迅速な事業戦略の実行及び、さらなる各事業分野での成長を促進し、それにより長期的な株主価値の最大化を目的として、2024年5月13日付の取締役会において、当社子会社であるシマダヤ株式会社の株式の現物配当（株式分配型スピンオフ）を行うことを決議し、2024年10月1日付で本スピンオフの効力が発生いたしました。

これにより、シマダヤ株式会社、シマダヤ関東株式会社、シマダヤ東北株式会社、シマダヤ西日本株式会社、シマダヤ商事株式会社の5社は当社の連結範囲から除外されました。

(1) 現物配当実施日

2024年10月1日

(2) 実施した会計処理の概要

① 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」及び「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用しております。本現物配当により、移転損益は生じておりません。

② 分離した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	12,288百万円
固定資産	12,344百万円
資産合計	<u>24,633百万円</u>
流動負債	5,111百万円
固定負債	1,785百万円
負債合計	<u>6,896百万円</u>

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

食品事業

(4) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	21,862百万円
営業利益	2,629百万円

(重要な後発事象に関する注記)

・自己株式の取得

当社は、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、2025年2月12日開催の取締役会において決議いたしました自己株式（普通株式）の取得に関し、以下のとおり実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元強化及び資本効率の向上、並びに外国投資家からの当該取得を通じ外国投資家比率を下げ、当社が外国為替及び外国貿易法に基づく外国投資家に非該当となることを目指し、それにより今後の機動的な投資活動、事業活動を行うため。

2. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	2,500,000株
(3) 取得価額の総額	5,202,500,000円
(4) 取得日	2025年5月9日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	1,000	250	250	59,351	59,351	△756	59,844
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△16,603	△16,603		△16,603
当 期 純 利 益				1,992	1,992		1,992
自 己 株 式 の 取 得						△5,245	△5,245
自 己 株 式 の 消 却				△5,674	△5,674	5,674	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△20,286	△20,286	429	△19,857
当 期 末 残 高	1,000	250	250	39,064	39,064	△327	39,987

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	497	497	60,342
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△16,603
当 期 純 利 益			1,992
自 己 株 式 の 取 得			△5,245
自 己 株 式 の 消 却			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△140	△140	△140
当 期 変 動 額 合 計	△140	△140	△19,997
当 期 末 残 高	357	357	40,344

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過する場合には、超過額を前払年金費用に計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、関係会社からの受取配当金、不動産賃貸料等になります。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。不動産賃貸料については、賃貸契約期間に基づく契約上の収受すべき賃貸料を基準として、その経過期間に対応する収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

・ 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当 事 業 年 度
関 係 会 社 株 式	2,234
関 係 会 社 株 式 評 価 損	155
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	10,588
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△213

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。

また、関係会社短期貸付金については、債権の回収に重大な問題が生じているか又は生じる可能性が高いときには、当該会社の財政状態を基礎として回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

減損処理の要否及び実施する場合の金額は、純資産の回復可能性、超過収益力の毀損の有無及び毀損している場合の当該毀損金額に依存しており、関係会社投融資の評価における重要な仮定は、主に関係会社の将来計画における収益性の見込みとなります。

これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	324百万円
短期金銭債務	66百万円
2. 偶発債務	
関係会社の仕入先に対する保証	
株式会社バッファロー	196百万円
シー・エフ・デー販売株式会社	3,328百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	3,904百万円
販売費及び一般管理費	39百万円
営業取引以外の取引高	704百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	94,538株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	2,393百万円
投資簿価修正額	1,173百万円
役員退職慰労引当金	41百万円
貸倒引当金	747百万円
税務上の繰越欠損金 (注2)	452百万円
その他	229百万円
繰延税金資産小計	<u>5,038百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△452百万円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△4,586百万円</u>
評価性引当額小計 (注1)	<u>△5,038百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>-百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△108百万円
その他	<u>△5百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△114百万円</u>
繰延税金資産 (負債) の純額	<u>△114百万円</u>

(注1) 2024年10月1日を効力発生日とするシマダヤ株式会社の株式の現物配当(株式分配型スピノフ)により、投資簿価修正額の将来減算一時差異に係る評価性引当額が減少しております。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (※)	-	-	-	-	-	452	452
評価性引当額	-	-	-	-	-	△452	△452
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 43.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の増減	10.0%
その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.8%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の処理

当社は、グループ通算制度の取りやめの承認申請が承認されたことにより当事業年度から単体納税制度を適用しております。なお、税効果会計については、前事業年度より単体納税制度を前提とした会計処理及び開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 3	科目	期末残高 (注) 3
子会社	株式会社バッファロー	直接 100%	資金貸借 役員 の兼任 人員の 出向・ 受入	資金の貸付 (純額) (注) 1	△5,780	関係会社 短期貸付金	6,830
				利息の受取 (注) 1	198	営業未収入金	11
				システムの賃貸 (注) 2	620	未収入金	113
子会社	シー・エフ・デー 販売株式会社	直接 100%	資金貸借 役員 の兼任 債務保 証	資金の貸付 (純額) (注) 1	△1,211	関係会社 短期貸付金	2,722
				利息の受取 (注) 1	68	営業未収入金	5
子会社	株式会社トゥーコネクト	直接 100%	資金貸借 役員 の兼任	配当の受取	2,223	-	-
				資金の預り管理 (純額) (注) 1	2,850	-	-
				利息の支払 (注) 1	0	未払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金貸借取引の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 契約書に定める料率に応じて合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,653.31円
2. 1株当たり当期純利益	127.35円

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(収益認識に関する注記)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。